介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。

しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況である。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠である。

介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態がある。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止でなく、継続し拡充させることが求められている。

また、介護処遇改善加算においても、これまでの介護処遇改善交付金の仕組みを踏襲し、国民の負担増にならない方法で行う必要がある。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を 図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望する。

記

- 1. 介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すること。
- 2. 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年10月1日

島根県雲南市議会